除外要件説明書

農用地区域から除外するには、「農業振興地域の整備に関する法律」第１３条第２項第１号から第６号に定められた６つの要件を満たしている必要があります。そのうち、１号要件について説明をお願いします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　１　　号　　要　　件 | (１) 必要性※除外が認められた場合には申出から２年以内に農地転用（事業実施）することが必要です。今回、除外申出を行うに当たり、時期が適当な理由と、利用者が利用目的を達するためになぜこの土地・施設等が必要か記入してください。 |  |
| ※利用目的が住宅の場合は記入してください。また、土地所有者の親族等が利用する場合は、利用者から見た続柄を記入してください。 | ①家族構成　②現在の住居⇒　賃貸(借家) ・ 持家 ・ その他③土地所有者との続柄（親族の場合） |
| (２) 必要な土地の条件①　申出に当たり「利用者が選定した地域」を具体的に記載してください。〈利用者が選定した地域の具体例〉・△△地区内　等・○○地区内の県道◇◇線沿い等・実家から☆☆キロ以内　等　・勤務地から☆☆キロ以内　等②　上記①の当該地域を選定した具体的な理由・目的（※この選定した地域でなければならない理由）を記載してください。③　上記①の「利用者が選定した地域」の中で、利用者が求める立地条件（(ｱ)面積、(ｲ)利便性、(ｳ)その他）を理由と合わせて記載してください。 | ①利用者が選定した地域②上記①の当該地域を選定した具体的な理由・目的（※この選定した地域でなければならない理由）　③上記①の選定した地域の中で、利用者が求める具体的な立地条件(ｱ)面積　条件：　　理由：　(ｲ)利便性　条件：　　理由：　(ｳ)その他　条件：　　理由：　 |
| 　　　　　１　　号　　要　　件 | ④⑤⑥　利用目的が住宅の場合で、実家や勤務地までの距離が場所の選定条件の１つになっている場合は記入してください。 | ④条件　　⇒　誰：　　　　 の　　実家　・　勤務地　　からの距離⑤実家・勤務地の所在地　⑥申出地と実家（勤務地）との距離等　　距離（道のり）　　　 　km、所要時間　　　 　 分 |
| (３) 他の場所での代替性※非農地の未利用地、白地農地、都市計画用途地域内の農地など農振除外が不要な土地で計画が実現できないか検討することが必要です。　検討できない場合は、その理由を記入してください。※申出地以外での検討結果を記載する際の留意点●　上記(２)①の「利用者が選定した地域」内で、かつ申出地周辺であること。●　利用者が求める立地条件に則した白地であること。●　検討した代替地は、宅地・雑種地等の非農地の未利用地、農地転用後未利用地、白地農地等の農用地区域外の白地から提示すること。注：特に申出地の周辺に非農地の未利用地、白地農地など農振除外が不要な土地がある場合は、そこで計画を進められなかった理由がなければ申出地の除外が認められない可能性があります。※「土地所有者の了承を得られなかった」、「価格が高い」、等は、他の場所での検討できない・計画を進められなかった理由としては認められていません。欄が不足する場合は、適宜追加するか、別紙に記載してください。 | ①他の場所での検討　　⇒　検討した　・　検討できない　検討できない場合の理由（該当地でしか利用目的を達成できない理由）②他の場所を検討した場合はその検討した場所の状況、その場所で計画を進められなかった理由を記入してください。　※その候補地は、利用者の求める立地条件のどの部分に合致しなかったから断念したのかが分かるように理由を記載してください。**【検討地１】**　住所：　地目：　　　　　　　　　　面積：　　　　　　　　㎡計画を進められなかった理由：　**【検討地２】**　住所：　地目：　　　　　　　　　　面積：　　　　　　　　㎡計画を進められなかった理由： |